

東日本大震災により被災された場合の 専門医・認定医資格更新期限の延長措置について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に広範囲にわたり甚大な災害が発生し、多くの方々が被災されました。被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

さて、(社) 日本東洋医学会専門医制度委員会より専門医・認定医の資格更新についてお知らせ申し上げます。平成 23 年度資格更新対象者のうち東日本大震災により被災された会員の皆様につきましては、専門医制度基本規程第 25 条第 2 項及び認定医基本規程第 15 条第 2 項を適用し、原則 1 年間更新を延長することができます。下記要領により、資格更新延長の申請をしてください。委員会で審査後に延長の可否をご連絡いたします。

なお、上記規程により資格更新を延長する場合、延長期間中は専門医・認定医資格を停止すると定められていますが、今回の震災による資格更新延長の場合は、特例措置として延長期間中であっても専門医・認定医資格は停止しない(*) ことを理事会で決定いたしました。

また、本災害の影響による交通および通信手段の障害等により、申請が期日までに間に合わない場合も可能な限り対応いたします。専門医制度委員会にご相談ください。

記

1. 専門医で、本震災により学会参加が困難となり、更新に必要な点数の取得ができない場合、または 50 症例の症例一覧もしくは 10 例の臨床報告の作成が困難な場合、専門医資格更新保留申請書・様式第 7 号 (**) に理由を付記し、平成 24 年 2 月末日までに専門医制度委員会宛にご提出ください。認定医の方は認定医資格更新保留申請書・様式第 37 号 (**) をご提出ください。
2. 上記以外で本震災により更新申請が困難となる場合も更新期限延長の対象となります。上記申請書に理由を付記し、平成 24 年 2 月末日までに専門医制度委員会宛にご提出ください。事例によっては証明書等の提出をお願いすることもございます。

* 通常の延長の場合、延長期間中は資格停止となり、専門医の場合は本学会ホームページの専門医名簿から一旦お名前が外れますが、特例措置として今回の震災による延長措置の場合は資格停止とはいたしません。

** 専門医資格更新保留申請書(様式第 7 号)、認定医資格更新保留申請書(様式 37 号)は、本学会ホームページ「医療関係者の方へ」よりダウンロードしてください。(<http://www.jsom.or.jp/medical/tsuusin/tetsuzuki.html>)

以上

社団法人日本東洋医学会専門医制度基本規程 (抜粋)

第 25 条第 2 項

病気・留学等、本委員会がその事由を妥当であると認めた場合には、更新申請をその事由に相応する合理的な期間に限り延長することができる。但し、延長期間中の専門医資格は停止する。

認定医基本規程 (抜粋)

第 15 条第 2 項

病気・留学等、本委員会がその事由を妥当であると認めた場合には、更新申請をその事由に相応する合理的な期間に限り延長することができる。但し、延長期間中の認定医資格は停止する。

社団法人日本東洋医学会専門医制度委員会

TEL 03-5733-5060 FAX 03-5733-5078

E-mail : office@jsom.or.jp